

宝塚医療大学における公的研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規程

宝塚医療大学における公的研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規程（平成23年4月1日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、宝塚医療大学（以下「本学」という。）における公的研究費について、運営及び管理に関する取扱いを定めることにより、公的研究費を適正かつ、有効に活用することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）公的研究費 学内予算で措置された研究費及び競争的資金その他本学の研究者等の研究活動のために執行されるすべての経費をいう。
- （2）構成員 本学の教職員（非常勤職員を含む。）及び学生等本学の公的研究費の運営管理に関わるすべての者をいう。
- （3）不正使用 故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は当該公的研究費の交付決定の内容及び条件に違反した使用をいう。
- （4）コンプライアンス教育 不正使用を事前に防止するために、本学が構成員に対し、自身を取り扱う公的研究費の使用に関する取扱い、それに伴う責任及び自身のどのような行為が不正使用に該当するか等を理解させるために実施する教育をいう。
- （5）会計関係規則 学校法人平成医療学園経理規程その他本学の会計事務規則等並びに競争的資金の配分機関が定めた研究費等の使用に関する規則等をいう。

（最高管理責任者）

第3条 本学における公的研究費の運営管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、次条に定める統括管理責任者及び第5条に定めるコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

（統括管理責任者）

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

（コンプライアンス推進責任者）

第5条 各学科及び事務局における公的研究費の運営管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、学科長及び事務局長をもって充てる。

(意識向上)

第6条 構成員は、コンプライアンス推進責任者のもとに実施するコンプライアンス教育を受講するとともに、会計関係規則を遵守し、適正かつ有効に公的研究費を使用しなければならない。

- 2 構成員は、コンプライアンス教育受講の機会等に誓約書を提出しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、誓約書を提出しない構成員に対し、公的研究費に係る申請及び公的研究費の運営管理に従事することを禁ずることができる。

(不正防止計画の策定及び実施)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を発生させる要因の把握に努め、その要因に対する不正防止計画を策定し実施するものとする。

(不正防止計画推進室)

第8条 最高管理責任者のもとに、前条に規定する不正防止計画の策定及び実施等のため、不正防止計画推進室を置く。

- 2 不正防止計画推進室に室長及び室員を置く。
- 3 室長は、総括管理責任者をもって充てる。
- 4 室員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 教務部長
 - (2) 事務局長
 - (3) 財務施設課長
 - (4) その他室長が必要と認めた者
- 5 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 公的研究費に係る不正を発生させる要因の把握と不正防止計画原案の策定及び不正防止計画の実施に関すること
 - (2) 公的研究費の使用に関する適切な確認体制の構築及び取扱いの統一に関すること。
 - (3) 「宝塚医療大学の学術研究に係る行動規範」の浸透に関すること。
 - (4) その他公的研究費の不正防止の推進に関すること。
- 6 不正防止計画推進室に係る事務は、財務施設課において処理する。

(公的研究費相談窓口)

第9条 公的研究費に関する事務処理手続き及び会計関係規則について、明確かつ統一的な運用を図るため、本学内外からの相談を受ける窓口として、公的研究費相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

- 2 前項の相談窓口は、財務施設課に置く。

(不正使用告発の取扱い)

第10条 本学内外からの公的研究費の使用に係る不正についての告発又は相談（以下「告発等」

という。)を受ける窓口は、宝塚医療大学公益通報に関する規則(平成23年4月1日制定)第3条に定める窓口とする。

- 2 受付窓口は、告発等があったときは、その内容を直ちに総括管理責任者に報告するものとする。
- 3 総括管理責任者は、前項の報告を受けたときは速やかに最高管理責任者に報告するとともに、告発等の対象となっている構成員(以下「被告発者」という。)の所属する学科の長等に通知するものとする。
- 4 総括管理責任者は、告発等の対象に他機関に所属する者が含まれる場合は、当該他機関の長に通知等を回付することができる。
- 5 報道、学会又は他機関から不正使用が指摘された場合については、第3項の規定に準じて取り扱うものとする。

(予備調査)

- 第11条 最高管理責任者は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、受け付けた日から30日以内に、被告発者が所属する学科の長等に予備調査を行わせ、調査結果を報告させるものとする。
- 2 被告発者が所属する学科の長等は、前項の予備調査の実施について、告発等を行った者(以下「告発者」という。)、被告発者及びその他関係者に対し、必要な協力を求めるものとする。

(本調査の実施等)

- 第12条 最高管理責任者は、前条の規定による予備調査の結果に基づき、告発等を受けた日から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し、調査の要否について決定するものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項の規定により本調査を行うことを決定したときは、速やかに公的研究費不正使用等調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、本調査を行わせるものとし、その旨を告発者、被告発者及び資金の配分を受けた機関(以下「資金配分機関」という。)に報告するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、第1項の規定により調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を告発者に通知するものとする。
 - 4 最高管理責任者は、前条の予備調査の結果、告発等が悪意に基づくものと判断されたときは、告発者が所属する学科の長等(告発者が他機関に所属する者であるときは、当該機関の長。以下同じ。)にその旨を通知するものとする。
 - 5 最高管理責任者は、予備調査の結果について、告発者等から異議の申し出があったときは、被告発者が所属する学科の長等に再調査を求めることができる。

(調査委員会)

第13条 前条第2項に規定する調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総括管理責任者
- (2) 被告発者が所属する学科の長等

- (3) 被告発者が所属する学科等の教職員 若干人
 - (4) 本学と利害関係を有しない法律等に関する学識経験者 1名以上
 - (5) 財務施設課長
 - (6) その他総括管理責任者が必要と認める者
- 2 調査委員会に委員長を置き、総括管理責任者をもって充てる。
 - 3 第1項第3号、第4号及び第6号の委員は、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しない者のうちから学長が命じ、又は委嘱する。
 - 4 調査委員会に係る事務は、財務施設課において処理する。

(調査委員会設置に伴う通知等)

- 第14条 最高管理責任者は、調査委員会を設置した場合は、委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 2 告発者及び被告発者は、委員の構成について異議がある場合は、前項の規定による通知を受けた日から7日以内に、最高管理責任者に異議を申し立てることができる。
 - 3 最高管理責任者は、前項の規定による異議の申立てがあった場合は、その内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、当該委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(本調査の方法)

- 第15条 本調査は、指摘された研究に係る資料の精査及び関係者のヒアリング等により実施する。この際、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 2 調査委員会は本調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとるものとする。

(資金配分機関への協力等)

- 第16条 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び調査方法等について資金配分機関に報告、協議しなければならない。

(認定)

- 第17条 調査委員会は、不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、認定する。

(調査結果の報告等)

- 第18条 調査委員会は、調査結果を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は告発等の受付から210日以内に最終報告書を資金配分機関に提出する。
- 2 前項に規定する期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関に報告するものとする。
 - 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は速やかに認定し、資金配分機関に報告するものとする。

- 4 前3項のほか、資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該機関に提出するものとする。また、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出、現地調査等に応じるものとする。

(調査結果の通知等)

- 第19条 最高管理責任者は、前条第1項の調査結果の報告を受けたときは、速やかに告発者、被告発者（被告発者以外で不正使用に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）、被告発者が所属する学科の長等（被告発者が他機関に所属する者であるときは、当該機関の長）及び資金配分機関に通知するものとする。
- 2 最高責任者は、本調査の結果、告発等が悪意に基づくものと認定されたときは、告発者及び被告発者が所属する学科の長等に通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、前2項の通知にあわせて、当該調査結果を文部科学大臣に報告するものとする。

(不服申立て)

- 第20条 本調査の結果、不正使用が行われたと認定された被告発者又は告発等が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立てに基づく再調査の結果、告発等が悪意に基づくものと認定された者を含む。以下同じ。）は、調査結果の通知を受けた日から14日以内に、最高管理責任者に不服申立てを行うことができる。
- 2 最高管理責任者は、前項の不服申立てが、不正使用が行われたと認定された被告発者によるものである場合は、告発者及び資金配分機関に対してその旨を通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、第1項の申立てが、告発等が悪意に基づくものと認定された告発者によるものである場合は、告発者の所属する学科の長等（告発者が他機関に所属する者である場合は、当該機関の長）、被告発者及び資金配分機関にその旨を通知するものとする。

(再調査)

- 第21条 最高管理責任者は、前条第1項による不服申立てを受けたときは、調査委員会に不服申し立てに係る審査を命じるものとする。ただし、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合は、調査委員会の委員を交代させ、又は新たに調査委員会を設置し、再調査を行わせることができる。
- 2 調査委員会は、最高管理責任者から前項の審査を命じられた場合は、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、最高管理責任者に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、速やかに再調査の実施の是非を決定し、告発者及び被告発者にその旨を通知するとともに、再調査を行う決定をしたときは、調査委員会に再調査を行わせるものとする。
- 4 調査委員会は、不服申立てを受けた日から50日（告発等が悪意に基づくものと認定された被告発者からの不服申し立てに係る再調査の場合は30日）以内に再調査を行い、調査結果を最高管理責任者に報告するものとする。

5 再調査の調査結果の通知については、第19条各項の規定を準用する。

(調査結果の公表)

第22条 不正使用が行われたと認定された場合、最高管理責任者は、速やかに調査結果を公表するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正使用に関与した者の氏名等を非公表とすることができる。

2 不正使用が行われていないと認定された場合、最高管理責任者は、原則として調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、告発等が悪意によるものとの認定があった場合は、必要に応じ調査結果を公表するものとする。

(調査中における一時的措置)

第23条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合は、調査結果の報告を受けるまでの間、当該告発等に係る経費の執行の停止、その他必要な措置を講じることを被告発者が所属する学科の長等及びその他関係者に命ずることができる。

2 最高管理責任者は、前項の措置を行った場合は、その旨を被告発者に通知するものとする。

(認定後の措置)

第24条 最高管理責任者は、不正使用が行われたと認定された場合は、前条の措置の延長を被告発者が所属する学科の長等及びその他関係者に命ずるとともに、学校法人平成医療学園専任教職員就業規則（以下「就業規則」という。）、学則、その他の関係規則等の定めに基づき、必要な処分を行うものとする。

2 最高管理責任者は、前項の場合において、被告発者に法令等で定めるもののほか、すでに使用した経費の全部又は一部を返還させることができる。

3 最高管理責任者は、第1項の場合において、行為の悪質性が高い場合は、刑事告発又は民事訴訟等の法的な手続きをとることができる。

4 最高管理責任者は、不正使用が行われていないと認定された場合は、被告発者に対して講じた一切の措置を速やかに解除するとともに、不正使用が行われていない旨を関係者及び関係機関に通知するなど、被告発者の名誉の回復及び不利益が生じないための措置を講ずるものとする。

5 最高管理責任者は、告発等が悪意によるものとの認定があった場合、告発者が構成員であるときは、就業規則、学則、その他の関係規則等の定めに基づき、告発者に対して必要な処分を行うことができる。

(是正措置及び再発防止策)

第25条 最高管理責任者は、不正使用が行われたと認定された場合は、是正措置及び再発防止策を講じるとともに、不正使用に関与していない構成員の研究活動の遂行に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

(モニタリング及び監査)

第26条 最高管理責任者は、不正使用の発生を最小限に抑えるため、モニタリング及び監査を行わせるものとする。

- 2 前項のモニタリング及び監査は、事務局長及び事務局長が指名する事務局の関係職員で組織する監査チームが推進室と連携して実施する。
- 3 前項に規定する監査は、必要に応じて監事及び会計監査人と連携して実施するものとする。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の運営及び管理について必要な事項は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に準じて学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年9月29日から施行する。
- 2 宝塚医療大学研究費等管理規則、宝塚医療大学における公的研究費不正使用に関する通報処理規程、宝塚医療大学研究費等不正調査取扱細則は廃止する。